



# 鳥取県公報

平成14年 5月31日(金)  
号外第89号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(68)(職員課).....	1
	鳥取県生活保護法施行細則の一部を改正する規則(69)(福祉保健課).....	5

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務について、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等で、その規模が一定の基準以上のものに着手する際の届出の受理を地方県土整備局長及び日野総合事務所県土整備局長の委任決裁事項とする等その事務処理権限の区分を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務について、障害者就業・生活支援センターの指定を商工労働部長の専決事項とする等その事務処理権限の区分を定めることとした。(別表第2関係)
- 3 住宅環境課に係る知事の権限に属する事務のうち土地の取得等に係る契約の締結を地方県土整備局長の委任決裁事項とすることとした。(別表第2関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 5 この規則は、公布の日から施行すること。

## 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第68号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応

する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後							改 正 前								
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係） 個別事項に係る事務処理権限							別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係） 個別事項に係る事務処理権限								
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分				地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 の名称
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長			種 類	内 容	知事	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	
略							略								
住宅環境課 一～十八 略							住宅環境課 一～十八 略								
十九 その他 の事務							十九 その他 の事務								
<p>4 土木工事（住宅環境課の所掌事務に係るものに限る。）の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結</p> <p>（一）鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>（二）倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>（三）米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>							<p>鳥取地方県土整備局局長</p> <p>倉吉地方県土整備局局長</p> <p>米子地方県土整備局局長</p>								
略							略								
労働雇用課 一～十三 略							労働雇用課 一～十三 略								
十四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務							十四 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務								
1 略							1 略								
2 同法第9条の12第1項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同条第2項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示							2 同法第9条の12第1項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同条第2項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示								
3 略							3 略								
4 同法第9条の16の規定による障害者雇用支援センターの業務に関する監督命令							4 同法第9条の16の規定による指定を受けた者に対する同法第9条の13に規定する業務に関する監督命令								
5 同法第9条の17第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定による当該事項の公示							5 同法第9条の17の規定による指定の取消し及び当該事項の公示								
6 同法第9条の18の規定による障害者就業・生活支援センターの指定及び同法第9条の20において準用															

	する同法第9条の12第2項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示								
	7 同法第9条の20において準用する同法第9条の12第3項の規定による障害者就業・生活支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理並びに同条第4項の規定による当該届出に係る事項の公示								
	8 同法第9条の20において準用する同法第9条の16の規定による障害者就業・生活支援センターの業務に関する監督命令								
	9 同法第9条の20において準用する同法第9条の17第1項の規定による指定の取消し及び同条第2項の規定によるその旨の公示								

十五～十七 略

略

県土整備部共通	一 土木工事	1～8 略							
	(鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	9 土木工事(住宅環境課の所掌事務に係るものを除く。)の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他の土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結					地方県土整備局長 日野総合事務所長		
		10及び11 略							

二 略

管理課 一～十三 略

管理課	十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による指針の決定							
		2 同法第4条第2項の規定による指針の公表							
		3 同法第10条第1項の規定による対象建設工事の届出の受理					地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長		
		4 同法第10条第2項の規定による対象建設工事の変更の届出の受理					地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長		


十五～十七 略

略

県土整備部共通	一 土木工事	1～8 略							
	(鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	9 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結					地方県土整備局長 日野総合事務所長		
		10及び11 略							

二 略

管理課 一～十三 略

管理課	十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第21条第1項の規定による解体工事業者の登録							
		2 同法第28条の規定による解体工事業者の登録の抹消							
		3 同法第29条第2項の規定による解体工事の施工の差止めの命令							
		4 同法第35条第1項の規定による解体工事業者に対するその登録の取消し及び事業の停止命令							
		5 同法第37条第1項の規定による解体工事業者からの報告の							



22	同法第37条第1項の規定による解体工事業者からの報告の徴収、営業所等への立入検査等																								
23	同法第41条の規定による建設資材利用の協力要請																								
24	同法第42条第1項の規定による分別解体等の実施の状況に関する報告の徴収																								
25	同法第42条第2項の規定による再資源化等の実施の状況に関する報告の徴収																								
26	同法第43条第1項の規定による対象建設工事の現場等への立入検査																								
十五-十七 略													十五-十七 略												
略													略												

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第69号

鳥取県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県生活保護法施行細則（昭和28年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第1項及び第5項、第25条第2項並びに第26条の書面は、様式第25号、第26号又は第27号による。ただし、医療扶助による医療の現物給付の決定の通知は、様式第28号の医療券・調剤券に記載してこれを行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第1項及び第5項、第25条第2項並びに第26条の書面は、様式第25号、第26号又は第27号による。ただし、医療扶助による医療の現物給付の決定の通知は、様式第28号の医療券に記載してこれを行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(調査依頼票)</p> <p>第6条 法第29条の規定による調査の嘱託は、様式第32号の調査依頼票による。</p>



様式第11号を次のように改める。

様式第11号(第2条関係)

医 療 券 交 付 処 理 簿

( 年 月分)

受給者 番 号	交 付 年月日	診療 月	ケ-ス 番 号	受療者 氏 名	居 住 町村名	受 療 機関名	診 療 別	単独 ・ 併用	単給 ・ 併給	有効 期間	本 人 支払額	交付 方法	交 付 吏員印	受領 印	備考

略

様式第25号から様式第28号までを次のように改める。

様式第25号(第5条関係)

番 号  
年 月 日

住所

氏名 様

職 氏 名 印

保 護 決 定 通 知 書  
変 更

生活保護法による保護を次のとおり 決定 したので通知します。  
変 更

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	合 計	本人支払額
月分支給 ・追給額						
月分支給 ・追給額						
月分以降 支給額						

一時扶助の内訳(再掲)

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別途送金額

施設事務費

介護扶助自己負担月額

円(事業者名

)

円(事業者名

)

円(事業者名

)

医療扶助自己負担月額 円

2 扶助金支給日

3 保護の 開始 変更 の時期 年 月 日

4 保護を 開始 変更 した理由

5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

教示 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

様式第26号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

職 氏 名 [印]

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないので却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対し審査請求をすることができます。

記

1 却下の理由

2 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

様式第27号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

住所  
氏名 様



職 氏 名 印

保 護 廃 止 通 知 書  
停 止

年 月 日付 第 号により決定した生活保護法による保護を下記のとおり 廃止  
することに決定したので通知します。 停止

記

- 1 廃止 した保護の種類  
停止
- 2 廃止 時期  
停止 する 期間
- 3 廃止 する理由  
停止

教示 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

様式第28号（第5条関係）

生活保護法医療券・調剤券（ 年 月分）

公費負担者番号		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
受給者番号		単独・併用の別	単 独・併 用
氏 名	(性別) 生年月日 年 月 日		
居 住 地			
指定医療機関名			
傷 病 名	(1) (2) (3)	診 療 別	入 院 歯 科 入 院 外 調 剤 訪問看護
		本人支払額	円
地区担当員名	取扱担当者名	職 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
備 考	社 会 保 険	あ り (健・共)	な し
	結 核 予 防 法 第 3 4 条	あ り	な し
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条	あ り	な し
	そ の 他		

備考 「指定医療機関名」欄に指定訪問看護事業者の名称を記入する場合には、訪問看護ステーションの名称も併せて記入すること。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号(第6条関係)

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名 印

生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について(照会)

あなたの\_\_\_\_\_に当たる\_\_\_\_\_さん(住所 \_\_\_\_\_)は、生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされています。

ついては、保護の決定及び実施の上で必要がありますので、あなたがどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届書により \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日までに御回答ください。

(特記事項)

(担当者 \_\_\_\_\_)

(参考)

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。

(別紙)

扶 養 届 書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

先に照会のあった\_\_\_\_\_に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 次により扶養( します できません )

(1) 扶養の開始時期	年 月から
(2) 扶養の方法・程度	金銭により毎月(年)_____円送金する。
	物品により毎月(年)_____を_____程度送付する。 _____氏 名 _____を引き取る。 その他(_____)
(3) 扶養できない理由	

2 私の世帯について

(1) 家族構成、収入等の状況					
氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤 務 先	平均月収入
	本人				円

上記のうち\_\_\_\_\_についての  
税法上の扶養控除を受けている者の氏名  
会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 ( 円 )

(2) 資産の状況	有・無	家屋 m <sup>2</sup> (坪)	宅 地 m <sup>2</sup> (坪)	
		田畑 m <sup>2</sup> (坪)	山林等 m <sup>2</sup> (坪)	
(3) 負債の状況	有・無	負 債 の 内 容	返 済 月 ( 年 ) 額	返 済 の 終 了 予 定
		住宅の建築に係るもの		
		その他( )		
(4) 健康保険等の加入状況		国民健康保険 健康保険 共済( )	その他( )	

上記で国民健康保険以外に加入している場合、\_\_\_\_\_については、被扶養者として

認定されている 認定されていない 認定手続をする予定

(記入上の注意)

- 1 該当するものを で囲み、必要事項を記入してください。
- 2 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 3 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、負債の返済予定を示した書面の写し等その状況が明らかになる書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成14年 月 日から施行する。